なんきしえんがっこう　しえん

南紀支援学校　支援だより

令和４年9月発行　No.3

２学期がスタートして１か月が経とうとしています。朝晩は肌寒くなってきましたね。みなさん、いかがお過ごしでしょうか。
さて、近年、学校では医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒（医療的ケア児）は年々増加しています。今回は、本校で行われた夏の研修会「医療的ケアについて」の報告をさせていただきます。学校における医療的ケアについて、それぞれの教育活動で参考にしていただければと思います。

校内研修会の報告
テーマ　『　医療的ケアについて　』

〈医療的ケアの実施目的〉
『（医療的ケアを必要とする）子どもたちが安全・安心に学校生活を送ることができるように支える。』

＊医療的ケアを行うことが「目的」ではないことに留意！

医療的ケアって…なに？

学校や住宅等で日常的に行われている喀痰吸引及び経管栄養等の医行為を指します。また、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療的生活援助行為です。平成２４年４月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修を終了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた教員等が一定の条件の下、右に示す特定の医療的ケアを実施できるようになりました。

教員が実施できる医療的ケア

喀痰吸引
（口腔・鼻腔内〈咽頭前〉、
気管カニューレ内吸引）
経管栄養
（胃瘻・腸瘻・経鼻経管）

喀痰吸引とは・・・

吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて痰（唾液、鼻水、痰等）を吸引器で吸引することです。

吸引を行わないとどうなるのかな？
・痰がたまり、嘔吐につながる
・詰まった痰を誤嚥して肺炎を引き起こす
上記のような危険性があり、適切なタイミングで吸引する必要があります！

経管栄養とは・・・

摂食や嚥下の機能に障害があり、口から食べ物を摂取することが困難、又は必要な量を口から摂取できない場合、チューブやカテーテルを用いて胃や腸に直接栄養を取り入れる方法のことです。

①特別支援学校における医療的ケアとは…？

②様々な医療的ケアがあるけれども、教員は誰でもできるのかな？何かあったら不安…

③特別支援学校において教員等がたんの吸引等を行う意義とは？

①学校における医療的ケアについて以前は、医療的ケア児の保護者は、ケアを行うために子どもと一緒に学校へ登校し、付き添わざるを得ませんでした。医療的ケアが必要なケースが増え、教員がケアを行うことについて各学校でもどのように対応していくかが大きな課題となっていました。そこで、子どもや保護者、教員、医療関係者等、すべての人々の願いの結集により、平成２４年４月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、教員が一定の研修を受けることにより学校で医療的ケアを実施できるようになりました。

②教員が医療的ケアを行えるようになるには、いくつかの研修を受け、県知事からの認定証の取得が必要となります。学校でモデル人形を使用して練習したり、学校看護師のテストを受けたりもします。フォローアップ研修も行ってくれるので心強いです。本校には３名の看護師が配置されており、医療的ケアをする場合は、学校看護師が側についてくれているため、安心安全にケアを行うことができます。

『モデル人形での看護師研修』
実技テストです。医療的ケアの手順を覚えテストを受けます。とても緊張します。

『医療的ケアルーム』
医療的ケアを実施している教室で、注入が必要な子どもたちは、基本この部屋で注入を行っています。

③特別支援学校において教員等がたんの吸引等を行う意義として３点、『子どもの生命の安全、健康の保持・増進』、『教育活動の継続性の確保』、『教育活動の充実』があげられます。学校で教員が医療的ケアを行うことで、子どもたちは快適な状態で教育活動に参加することができ教育効果が高まったり、教員等の子どもの理解、子どもの教員等に対する信頼が深まったりします。また、きめ細かな自立活動の指導も可能です。

　このような医療的ケアを学校で行うことができることで、子どもたちは安心して登校でき、保護者と離れて学校生活を送ることができます。

専門性を生かして

看護師等と教員がそれぞれの専門性を発揮して医療的ケア児の教育活動の充実に繋げていくことが大切です。医療的ケア児と関わるにあたっては、子どもの障害の状態や行動の特性を把握し、信頼関係（関係性）を十分に築くことが大切です。

関係性が専門性を超える

医療的ケア児が安心安全に
充実した教育を受けられるためには…
それぞれの関係機関との連携が大切

例えば、痰がからんで吸引が必要な子どもの様子に教員が気付くと、少しでも楽になるよう姿勢変換をしたり、タッピングで排痰を促したりし楽に呼吸ができるよう支援したりしますね。特別支援学校では、よく目にする場面ですが、そこには、子どもと教員との信頼関係があるからこそ、教員は子どもの小さなサインをキャッチしたり、子どもは自分の気持ちを相手に表出したりすることができるのだと思います。教員が医療的ケアを実施したり、医療的ケア児と関わったりすることによって、信頼関係を構築することに繋がるでしょう。

医療的ケア児に関わる大人ができる支援とは･･･

特別支援学校では、医療的ケアができない教員は、看護師等の管理の下、医療的ケアを受けやすいよう姿勢保持等の補助を行ったり、安全に行えるよう周りの環境を整えたりする等、医療的ケア以外の支援を行っています。小学校等においては、看護師等が医療的ケアを行い、教員はそれをバックアップするというケースもあり、特別支援学校と同様、教員と看護師等が連携して医療的ケア児の支援に当たることができると考えられます。

みんなでいっしょに考えましょう

医療技術の進歩等により、医療的ケア児の実態は多様となっており、重症心身障害児者のみならず、歩いたり活発に活動したりすることが可能な医療ケア児も在籍している学校もございます。近年では、総合的な観点から就学先が決定されているところであり、特別支援学校だけでなく、小学校・中学校等にも医療的ケア児が在籍しています。

子どもたちがそれぞれの学校で、必要なケアを受けながら充実した学校生活を送るためにできることを関係機関の方々と一緒に取り組んでいければと思います。本校の教育相談活動では、肢体不自由児教育や医療的ケアに関する相談も行っておりますので、みなさんで一緒に考えていきましょう。ご相談お待ちしております。

参考資料

・「肢体不自由教育ハンドブック」／和歌山県教育委員会

・「和歌山県公立学校における医療的ケアの実施について」／和歌山県教育委員会

・「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」／文部科学省初等中等教育局特別支援教育課